Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年1月29日 東京航空局

東京国際空港旧整備場地区使用予定者の選定について

東京国際空港旧整備場地区使用予定者を選定しましたので、お知らせします。

国土交通省東京航空局(以下「当局」という。)は、「東京国際空港旧整備場地区使用予定者」(以下「使用予定者」という。)の選定を行いましたので、結果を公表します。

○使用予定者選定方法

使用予定者を選定するため、「東京国際空港旧整備場地区使用予定者選定審査会」 (以下「審査会」という。)を設置し、審査会において応募書類の審査を行い、使用 予定者を選定しました。

○審査の概要

1. 応募の状況

令和6年11月13日に募集要項の公表を行い、令和6年11月14日から令和6年12月25日までを応募書類受付期間としていたところ、1者から応募がありました。

- 2. 第一次審査(参加・資格要件に関する事項) 応募書類をもとに、応募者の参加・資格要件を確認しました。
- 3. 第二次審査(提案に関する事項) 応募書類をもとに、提案評価点を算定しました。第二次審査の結果は以下のとおり です。

(単位:点)

	東京空港交	東京空港交通株式会社	
提案評価点 5	0点満点 3	0	

4. 使用予定者選定

審査会の審査結果を踏まえて、東京空港交通株式会社を使用予定者として選定しま した。

○使用許可概要及び使用許可期間等

1. 使用許可概要

東京国際空港の旧整備場地区における未利用地について、土地の有効活用を図るため、構内営業に関連して用いる、空港機能を補完する施設を設置し、使用するために 国有財産使用許可を受けるもの。

2. 使用許可期間

使用許可期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。 但し、使用許可を受けた期間中に、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18 条第6項の規定に基づく使用許可又は承認等が取り消された場合には、取消日をもっ て使用許可の期間は終了するものとする。

なお、使用許可の終了(取消含む)時においては、当局は使用者に対して代替地の 提供等の補償を行わない。

○使用予定者の概要

- (1) 法 人 名 東京空港交通株式会社
- (2)住 所 東京都中央区日本橋箱崎町22番1号
- (3)代表者名
- 代表取締役社長 内波 謙一
- (4) 事業目的
- 1. 航空事業者、航空旅客及びその関係者の自動車運送に関する事業
- 2. 航空手荷物の運送及び保管に関する事業
- 3. 航空旅客の出迎え見送りのミーティングサービス、その他旅客 のための便益の助成斡旋に関する事業
- 4. 一般乗合旅客自動車運送に関する事業
- 5. 一般貸切旅客自動車運送に関する事業
- 6. 一般乗用旅客自動車運送に関する事業
- 7. 特定旅客自動車運送に関する事業
- 8. 貨物の自動車運送に関する事業

- 9. 自動車の整備に関する事業
- 10. 自家用自動車貸渡に関する事業
- 11. 旅行業に関する事業
- 12. 飲食店、喫茶店の運営
- 13. 食品、衣料品、カバン、日用品雑貨の販売
- 14. 駐車場の経営
- 15. 自家用自動車管理に関する事業
- 16. 損害保険代理業に関する事業
- 17. 警備業
- 18. 前各号に付帯する一切の事業

問合せ先:国土交通省東京航空局 空港部 空港管理課

上野、佐藤

電 話:03-5275-9317